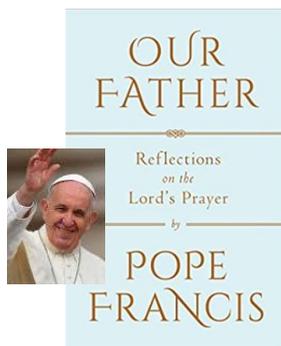


Love God and love People

律法全体は、この二つの掟に基づいている。(マタイ 5章20節)



March 13, 2018

『私達の父よ --- 主祷文の考察』
教皇フランシスコ

64頁：

Truth means proceeding on a path that becomes wider the more its meaning is explored.

真理とは、その意味を探れば探るほど
拡充される一筋の探查経路上で進展して
いくものです。

2018分科会 #3, 2018.07.21

齋藤旬

フランシスコ教皇の思想を大ぐりにすれば「justiceだけでは足りない」のひと言にまとめることができる。justiceの他にrighteousnessが必要、ということ。今回は、教皇のこの思想を5回に分けて説明するシリーズの3回目。先回は、主権者 (sovereign) の変遷、virtue ethics in the public sphere をテーマに話した。従来のutilitarian ethics (功利効用主義倫理) の他に virtue ethicsという新型倫理がここ50年で興隆し、新たな社会領域を生み出しつつあることを述べた。今回はLove God and love People (神を愛し人を愛せ) について述べる。このシンプル且つ「一見」二律背反な原理をベースにキリスト教社会は構成されていることを説明する。

今回の「これだけは覚えたいキーワード三つ」はaxiom、framing、subsidiarity & solidarityの三つ。順に「公理。真実であると認められている原理」「どこまでを現実(reality)と捉えるかの枠組み作り」「補完性原理と連帯原理」と日本語に換言できるが、順を追って解説する。

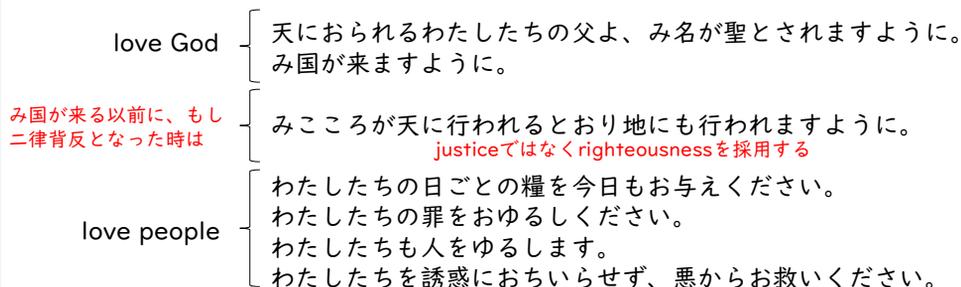
教皇の思想は日本語では説明困難だ。日本語：「正」「自由」「義務」「国」などが、ドイツ語や英語など西洋言語ではそれぞれ2種類あり宗教用語と世俗用語で使い分けができる。意味が異なる。「right、just」「freedom、liberty」「obligation、duty」「nation、state」などなど。教皇の思想は、この様な使い分けができる西洋言語では説明が可能だが、日本語では困難となる。おまけに、齋藤は説明が下手。だからフランシスコの思想は難解と思われるかもしれない。

しかし、根本を分かれば日本人でも理解できる。この5回シリーズで分からなかったとしても諦めないで欲しい。5回で「根本」だけは伝える。理解できなかったとしても各自今後も思索を続けると共に、この思想を理解した身近な誰かと繋がって諸判断を尋ねて欲しい。旧来の「分かりやすい思想」「地上の楽園を求める思想」で、この世の中を進めていけば、間違いなく「人類の破滅」が訪れる。トランプの登場しかり。Brexitしかり。日本の憲法九条も覆されそうだ。

この第一スライドでは、「神を愛し人を愛せ。律法全体はこの二つの掟に基づいている」を記憶に留めよう。更に、律法全体の様な論理体系を導出する元となる原理のことをaxiom (公理) ということ覚えておこう。一般にどの様な論理体系も子細に及び複雑で膨大だが、その根本にある僅かの公理から誰でも客観的に論理体系全体を演繹的に導き出すことができる。このことを教皇は「真理とはその意味を探れば探るほど探查経路が拡充される」と表現している。

主祷文のaxiom

axiom : 真実であると認められている原理。数学・論理学における「公理」



主祷文に示された公理 (axiom : 真実であると認められている基本原理) は、三つに分類できる。序盤がLove God、終盤がlove people。終盤はシンプル。人間達が人間達を愛す。これは多少の困難は伴うだろうが実行は決して難しくない。「人間達が神を愛す」という序盤も、終盤ほど容易ではないが、み国 (thy kingdom) やOur Father (God) をbelieve in する者達にとって、実行はやはり難しくない。

ところが、中盤の「みこころが天に行われるとおりに地にも行われますように」の部分は難しい。これは「み国が来る以前に、もしLove Godとlove peopleが二律背反となったときは、Love Godを優先させる」ということ。つまり、人間に分かるjusticeでなく「神の義」であるrighteousnessを、み国が未到来のままでどうにか見分けて採用します、ということ。

righteousnessをa personないしa humanが見分ける。これは難題だ。本来人間には分からないものを人間が分かろうとするからだ。ただ、5月分科会で説明したようにこれは、イエスが初代sovereignに任命したペトロとその後継者である歴代ローマ教皇に引き継がれていく「力」。彼等にこの識別 (discernment) を任せることが、1517年のルターによる宗教改革が始まるまでの1500年間、紆余曲折はありながらも継続された。

しかし、1648年にWestphalian sovereigntyが発明されて、righteousnessなのかどうかの判断をpopeおよびそのclerical agent (聖職代行者) に任せることが (特にprotestant地域において) できなくなった。それ以降「みこころ」を知ることは、大変に難しいことになった。

実はここに近代合理主義が始まる一つの原因がある。即ち、1648年のWestphalian sovereignty発明以来righteousnessの識別は各国君主に任されたが、国家の世俗的繁栄を重視した彼等は重商主義 (mercantilism) を生み出し、商人達に実効的権力を奪われてしまった。各国君主がrighteousnessの識別を行う状況ではなくなった。結果、啓蒙思想家達が現れ、a humanが、みこころの下に立つ (understand God's will) ことが出来るのか、激しく議論するようになった。

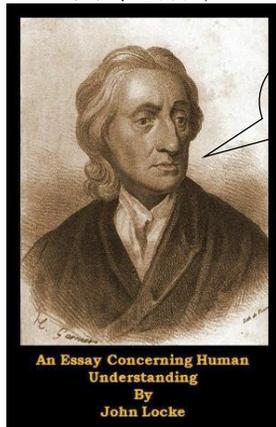
17世紀末、understandできないとするロックとunderstandできるとするライプニッツの間でhuman understanding (人間知性) 論争が始まった。

(この世の存在としての) 人間 知性 (みこころの下に立つこと, Verstand)

human understanding

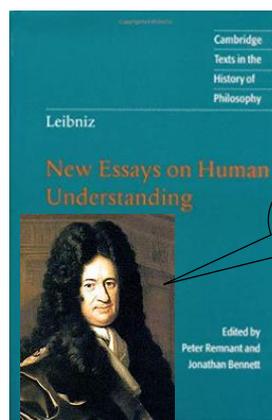
「人間知性がどれほどの範囲内において確実性を持ちうるのか」

ロック、1689年



十分には、みこころの下に立つことはできない

ライプニッツ、1704年



十分に、みこころの下に立つことができる

人間知性では真理や自然法に、それらが十分機能するほどには到達できないと考えた。自然法の外に社会契約が必要だと説いた。

人間知性は、真理や自然法の十分な近傍に到達できると考えた。物理学における素粒子論を創始し数学において微分・積分を発見した。

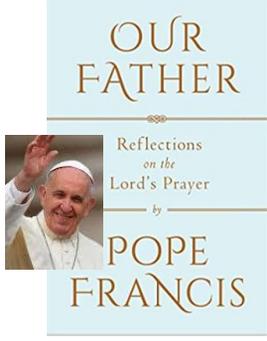
ロックの *An essay concerning human understanding* の一卷二章「心に生得原則は無い」18節

18. Of little use if they were innate. For let us consider this proposition as to its meaning, (for it is the sense, and not sound, that is and must be the principle or common notion,) viz., "Virtue is the best worship of God," i.e., is most acceptable to him; which, if virtue be taken, as most commonly it is, for those actions which, according to the different opinions of several countries, are accounted laudable, will be a proposition so far from being certain, that it will not be true. If virtue be taken for actions conformable to God's will, or to the rule prescribed by God—which is the true and only measure of virtue when virtue is used to signify what is in its own nature right and good—then this proposition, "That virtue is the best worship of God," will be most true and certain, but of very little use in human life: since it will amount to no more but this, viz., "That God is pleased with the doing of what he commands;"—which a man may certainly know to be true, without knowing what it is that God doth command; and so be as far from any rule or principle of his actions as he was before. And I think very few will take a proposition which amounts to no more than this, viz., "That God is pleased with the doing of what he himself commands," for an innate moral principle written on the minds of all men, (however true and certain it may be,) since it teaches so little. Whosoever does so will have reason to think hundreds of propositions innate principles; since there are many which have as good a title as this to be received for such, which nobody yet ever put into that rank of innate principles.

18. 仮に人間の心に生得の原理があるとしても役に立たない。あるとした場合のその意味を考えてみればそうだと分かる。(簡単に言えば、あるとしてもそれは神の声でなく原則や共通概念の感覚だからだ。) 即ち、「virtueは、神を最高に賛美すること」つまり神が最も受け入れて下さるもの。virtueは通常そう受けとられている。幾つかの国の様々な意見に照らしても称賛すべきものとされている。つまり、今の所確かな命題だがそれでもtrueだとは言いきれない。あるいは、**virtueは神の御心 (God's will) にとって快いもの**、神が決めたruleにとって快いもの、これを考えてみよう。これはtrueと言えるし、これこそvirtueが本質的にright and goodであることを示す目安となるものだ。この場合、命題「virtueは、神を最高に賛美すること」は、最もtrueであり確かなことだが、human lifeにとってはなんの役にも立たない。なぜならばこれは「神はご自分が命じたことが行われたことを知って喜ばれた」以上のことを何も示していないからだ。これはa manにとって既にtrueと分かっていること。つまり**依然として神がお命じになったことは不明のまま**。以前どおりに神のruleや原則は不明のままだ。更に言えばこの様に僅かなことしか示さない事柄を命題だとする人も殆どいないと私は思う。即ち「神はお命じになったことが行われて喜ばれる」という全ての人間の精神に記されたmoral principleは(どんなにそれがtrueで確かなことだとしても)殆ど何も教えてくれない。例え誰かが、何百という命題を生得原則だと挙げたとしても、確かにそう受け取れる善良なtitleは数多あるのだから幾らでも挙げられるだろうが、それを生得原則のrankに相応しいとする者は誰もいない。

 なお、ライプニッツ *New Essays on Human Understanding*, p120, 「discernの説明」の半訳は、この**パワポ**の6頁目に載せた。ご覧になって、ロックとライプニッツがhuman understandingに関して如何に「際立って」異なる見解を持っていたか確認して頂きたい。

神はご自分の意志を隠さないし、それを求める人に教えて下さる。

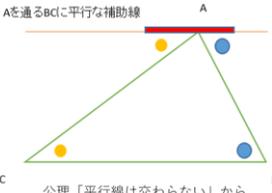


OUR FATHER
Reflections on the Lord's Prayer
by POPE FRANCIS
March 13, 2018

第五章：Thy will be done on earth as it is in heaven.
みこころが天に行われるとおりに地にも行われますように。

教皇に質問：昔の人が「自分は神の意志を行った」といったケースは、今の人からすれば「批判の嵐」となるのでは？ 「そのセリフはキリスト教徒の常套句。自分の思いを正当化しているだけだ」と。

教皇の答え：神の意志の基本はシンプルです。「神を愛し人を愛せ」「殺すな、悪を為すな、嘘をつくな」という具合です。そして真理とは、その意味を探れば探るほど拡充される一筋の探査経路上で進展していくものです。確かに、探査経路が拡充されると同時に、人の心の繊細さでは捉えにくい微妙なものになります。そう、神の意志は様々な細事に宿っています。しかし神はご自分の意志を隠しませんし、それを求める人には誰にでも教えて下さいます。ですから主に向かって心を開くならば、神の意志を行うことができるのです。神はご自分の意志に無関心な者に敢えて教えようとはなさらない。けれども、神は待って下さいます。常に待って下さいます。誰も置き去りにしません。私はホルヘ・ルイス・ボルヘスの「神が崖底で待ち構えていて下さるのだから…。」(In the cracks is God, who lies in wait.)が好きです。神は、道を見失った者がいると分かれば、そうでない者を残してでも、どこまでも探しに来て下さいます。



Aを通るBcに平行な補助線

公理「平行線は交わらない」から、
定理「三角形の内角の和は180度」

教皇は今年3月、主祷文の解説本を出版した。主祷文を構成する七つの文章ごとに、質問に答える形で解説している。ここでは「みこころが天に行われるとおりに地にも行われますように」に関する質問と答えを要約してみた。ジックリお読み頂きたい。

お分かりのように、教皇のhuman understandingに関する見解はロックではなくライプニッツの部類に属する。「人間はみこころを知ることができる」と教皇は考えている。即ち：

Truth means proceeding on a path that becomes wider the more its meaning is explored.
真理とは、その意味を探れば探るほど拡充される一筋の探査経路上で進展していくものです。

ここに示された教皇の答えには、The law of graduality (漸進の法則) の色彩も見て取れる。即ち一足飛びに真理に到達することはない、ということ。それに「勇気を出そう」の思いも込められている。「神が崖底で待ち構えていて下さるのだから…。」にそれは表れている。

参考のために、左下には、ユークリッド幾何学論理体系が僅かの公理 --- 客観的に証明できないが「真」であると多くの人々が直観的に認める基本命題 --- から客観的に演繹されることを示すために一つの幾何学証明問題を挙げた。即ち、公理「平行線は交わらない」から、定理「三角形の内角の和は180度」が導き出される。次段落に該証明を記すがこれは読み飛ばして良い。

三角形ABCの頂点Aをとおり底辺BCに平行な直線を補助線として引く。すると、青丸で示された角Bとその錯角は等しくなければならない。なぜなら、等しくないとする、底辺BCに平行な直線として引いた補助線が底辺BCを含む直線とどこかで交わることになる。これは、公理「平行線は交わらない」と矛盾する。従って、青丸で示された角Bとその錯角は等しい。同様に、橙丸で示された角Cとその錯角は等しい。以上で、青丸の角、橙丸の角、角Aは合わさって直線を成す。従って、三角形ABCの三つの内角、角A、角B、角Cの和は180度である。証明終。

複雑で膨大なユークリッド幾何学は、僅か五つの公理から演繹されることが知られている。勿論、カトリック社会思想が導き出そうとしている社会科学はこういった自然科学より厄介だ。基盤である社会公理に関する人々の「直観的」合意形成が難しい。しかし一端、社会公理の合意が形成されれば、あとは「一筋の探査経路上で進展していく」とフランシスコは述べている。4

human understanding

構築手順 (最新版)

- ① **framing** : どこまでをrealityと捉えるかの枠組み作り
- ② 現象 (phenomena) を観察 (observation)
- ③ 公理 (axioms) を帰納 (induction)
- ④ 定理 (theorems) を演繹 (deduction)
- ⑤ 検証 (verification) : 矛盾・不都合がないか
- ⑥ もし矛盾・不都合が見つければ
 - ③に戻り新たな公理系を作る
 - それでも矛盾・不都合が残るならば
 - ①に戻りframeを広げる **hidden realityの存在を検討する**



科学、哲学、宗教など全ての人間知性の構築は、この手順で進み、
少しずつ、**真理 (truth)** に近づいていると期待している。

最新の「人間知性の構築手順」を示す。[原本パワポのファイル](#)をスライドショーにしてクリックし①から⑥までの工程を順に出現させ精読して頂きたい。シッカリと記憶に留めて頂きたい。

最新と記した。なぜなら①framingが加わったのが最近だからだ。framingは、1969年に人工知能の研究者達が定式化し、1984年に哲学者ダニエル・デネットが「人間の心に特有のはたらき」であることを指摘し、21世紀になって社会科学の基本工程として欧米で大々的に取り上げられるようになった。次スライドでデネットの作例を説明するのでイメージを掴んで頂きたい。

framingが加わる前、人間知性に関する学問は現象学 (phenomenology) と呼ばれた。framingではなく現象観察を出発点として人間知性は構築されると考えていた。現象学は「みこころを知ることが出来ない／出来る」で、悲観派・楽観派の二つに分類できる。悲観派は、プロテスタントだとカルヴァン、ロック、カントを、カトリックだと今は下火になったが[ジャンセニスム](#)を挙げることができる。楽観派は、エラスムス、ライプニッツ、フッサール、そしてカトリックのイエズス会を挙げることができる。framingが出発点となった今は、楽観派が優勢。

ちなみに「人間はみこころを知ることができるのか」つまり「人間にfree willはあるのか」の問題は、エラスムスとルターの論争、イエズス会とジャンセニスムの論争、等を総称してしばしば*The battle over free will*と呼ばれ、このタイトルを持つ書籍が何種類か出版されている。

以下、広辞苑から用語の定義を拾っておく。

【真理】 (truth) ほんとうのこと。まことの道理。

【命題】 (proposition) 真偽を判定することのできる文。

【公理】 (axiom) 証明不可能であるとともに、また証明を必要とせず直接に自明の真として承認され他の命題の前提となる基本命題。

【定理】 (theorem) すでに真であると証明された一般的命題。公理または定義を基礎として真であると証明された理論的命題。

主観と客観を分ける立場をとるならば、客観的なのは公理から定理を導出する部分だけ。真理も公理も主観的命題。また、命題とは、真偽を判定することのできる文であって、客観的に「証明」できるとはかぎらない。つまり命題は人間の主観 (直感) が判定できるものも含む。 5

framing : どこまでをrealityと捉えるかの枠組み作り

哲学者ダニエル・デネットが論文で示したフレーム問題の例

洞窟の中にロボットを動かすバッテリーがあり、その上に時限爆弾が仕掛けられている。このままでは爆弾が爆発してバッテリーが破壊され、ロボットはバッテリー交換ができなくなってしまうので、洞窟の中からバッテリーを取り出してこなくてはならない。ロボットは、「洞窟からバッテリーを取り出してこよう」と指示された。

洞窟



1号機：バッテリーと爆弾を一緒に運び出して爆発

クリック

クリック

2号機：バッテリーの前で副次的に発生しうるあらゆる事項を無限に考え始め爆発

3号機：バッテリーを取りに行く前に目的と無関係な事項を全て洗い出そうとしてフリーズ

クリック

つまり

• riskが無いものは無い。人生において100%の安全は無い。No risk no life!

つまり

• 何処までの範囲でriskを探すのを止めるのか、人間にしか決められない。

つまり

• reality (現実：自分に影響を及ぼす範囲) の「枠」を決められるのは人間だけ。

デネットが1984年に作例したframingを紹介する。人工知能ロボットでは解けないことが重要。[原本パワポのファイル](#)をスライドショーモードにして、アニメーションによる説明をご覧頂きたい。このスライドの結論部：「reality (現実：自分に影響を及ぼす範囲) の「枠」を決められるのは人間だけ」を各自自分の中にシッカリ落とし込むことがとても重要。

ここで思い出して頂きたいのは、5月分科会の記録メモに記したTさんのコメント。本質的な物は目に見えない、心で見なさい。砂漠がどうして美しいか、井戸が何処かに隠れているから。(サン=テグジュペリ)

サン=テグジュペリがこの言葉を『星の王子さま』に刻んだのは1943年のこと。この言葉が警句として響くということは、当時は西洋人にとってもreality (現実) とは「目に見える範囲」だったことが分かる。

しかしそれから70年ほど経って、framingが人間知性構築手順の初手に組み込まれ、西洋言語のrealityやrealismの意味が拡張された。realityに日本語「現実」の訳を当てられなくなった。つまり、日本語「現実」は依然として狭い意味しか持たない。日本語で例えば「宗教なんて現実的ではない」といえば、「宗教」が「現実」には決して内包されないことを前提としている。

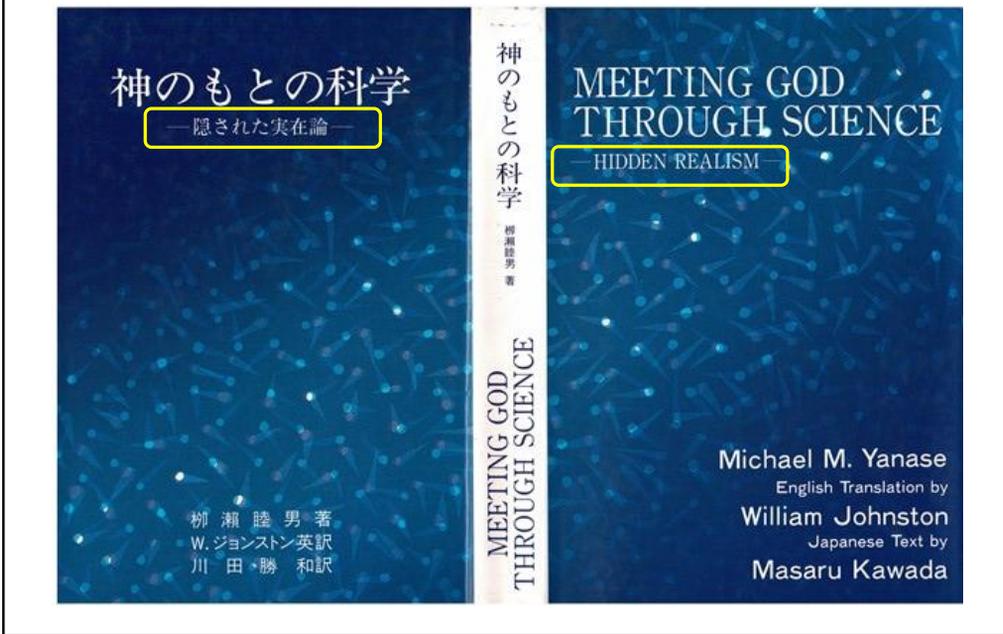
VaticanのCST文献にframingという用語が初出するのはフランシスコの回勅*Laudato Si'* 180節。

180. There are no uniform recipes, because each country or region has its own problems and limitations. It is also true that political realism may call for transitional measures and technologies, so long as these are accompanied by the gradual framing and acceptance of binding commitments. ……

第二文のIt is also.... を半補訳すれば、「政治的realismは、自らのrealityの枠を今後も漸次拡大し、更に、その様に拡大されるrealityに今後生起する問題にもcommitmentすると確約するならば、問題解決に向け移行過程としての技術および手段を求めてもよい、ということも事実です。」となる。カトリック中央協議会の訳は、realismの意味に最近起きた変化を捉えていない。

科学と宗教にまたがるframingの例

物理学においてBellの不等式の不成立が実証され、“hidden reality”の存在が確実視されたのを機に。



私の師、故・柳瀬睦男イエズス会司祭が1991年に出版した本。柳瀬師は、博士論文『最良の観測装置』で物理学博士号を持ち、戦後はプリンストン大学でオープンハイマーと素粒子論を研究した。その柳瀬師が本書を書く切っ掛けになったのは、「[Bellの不等式](#)の不成立」が実験実証（1982年）されたこと。

Bellの不等式の不成立によって、隠された実在（hidden realism）：素粒子などの量子が他次元世界に滲みだしていること、即ち、hidden reality（隠された現実）の存在、が明らかになった。

簡単に言えば、私達の身体などモノを構成する原子や素粒子は、一つ一つの存在の大部分は、我々が今いるこの三次元空間内に留まっているのだが、一つ一つ僅かずつ、他次元世界に滲みだしているということ。極論すれば、私達の身体の極々僅かは、他次元世界に滲みだしている。

「滲みだし」の大きさは、ド・ブROI波長 λ ($=h/mv$) に比例する。 h はプランク定数、 mv は運動量なので、運動量を小さくすればするほど「滲みだし」は大きくなる。モノを構成する原子や素粒子が持つ運動量を小さくする方法は幾つかある。例えば、運動量は絶対温度（T）に比例するので低温にすればするほど小さくなり、他次元世界への滲みだしは大きくなる。

身体だけでなく意識にもこの話は及ぶ。5月分科会で紹介した *The Emperor's New Mind*（1989年）の著者Penroseは、人間の意識（human consciousness）を生み出す部分は、構成原子の運動量を何らかの方法で小さくされていて、他次元世界への「意識」の滲みだしが作り出されているのだろうと考えている。5月分科会の記録メモで紹介した、同時進行する複数のrealitiesを薄（うっす）らとかもしれないが私達の意識は実際に感じている、とPenroseは考えている。

Penroseが *The Emperor's New Mind* を出版する1989年の5年前、1984年には哲学者デネットが、framing（どこまでを、自分に影響が及ぶrealityと捉えるかの枠組み作り）の重要性を説いた。

こうした中、1991年、カトリック司祭である柳瀬睦男師は上記の本を出版した。本のタイトル：*Meeting God Through Science*の意味が、圧倒的な迫力をもって迫ってくる。「鳥肌」が立つ瞬間。

human rightsの根拠をthe transcendent（超越的なもの）に置くframe



Frame (2013 – 2017)
Fostering Human Rights Among European Policies

FRAME Archive Website

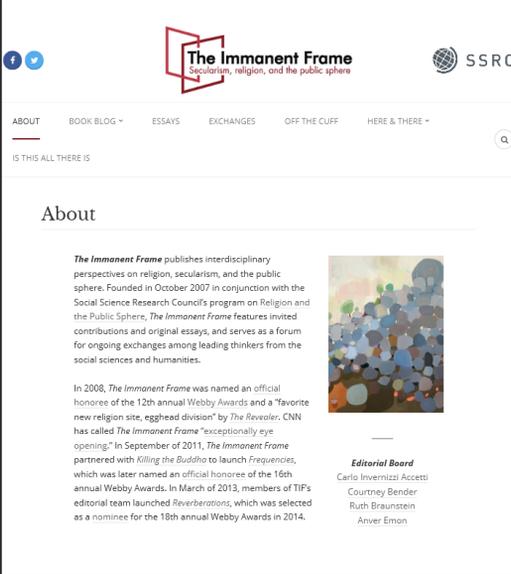
About

The FRAME project ran from 1 May 2013 to 30 April 2017. This website has been archived and does not generate new content. It showcases all publications, events and other research results stemming from the project.



Basic Facts

FRAME was a large-scale, collaborative research project funded under the EU's Seventh Framework Programme (FP7). It was coordinated by the Leuven Centre for Global Governance Studies and conducted by 19 research institutes from around the world. Our research focused on the contribution of the EU's internal and external policies to the promotion of human rights worldwide.



About

The Immanent Frame publishes interdisciplinary perspectives on religion, secularism, and the public sphere. Founded in October 2007 in conjunction with the Social Science Research Council's program on Religion and the Public Sphere, *The Immanent Frame* features invited contributions and original essays, and serves as a forum for ongoing exchanges among leading thinkers from the social sciences and humanities.

In 2008, *The Immanent Frame* was named an official honoree of the 12th annual Webby Awards and a "favorite new religion site, egghead diversion" by *The Revealer*. CNN has called *The Immanent Frame* "exceptionally eye opening." In September of 2011, *The Immanent Frame* partnered with *Killing the Buddha* to launch *Frequencies*, which was later named an official honoree of the 16th annual Webby Awards. In March of 2013, members of TIF's editorial team launched *Reverberations*, which was selected as a nominee for the 18th annual Webby Awards in 2014.

Editorial Board
Carlo Invernizzi Accetti
Courtney Bender
Ruth Braunstein
Anver Emon

戦後の1947年に始まったhuman rights概念 --- パルソナを持つa personでなく生物学的ただのa humanが、神の右(right)に座す正しさ(righteousness)を持ちうる --- という従来のキリスト教から考えたらトンデモナイ話、に関する世界中の人を巻き込んだ議論は、framingの重要性の指摘と「Bellの不等式の不成立の実証」つまり「同時進行する複数のrealitiesの実証」を踏まえて、新たな局面を迎えた。

それまでは --- 3月分科会の記録メモにも書いたが --- human rightsの根拠に関し、片や立憲主義者達は「憲法に定めたinalienable human dignity (不可譲不可奪な人間の尊厳)」と主張し、片や従来のユダヤーキリスト教文化の人達は「神」を主張していた。

そこへ、新たな折衷案が出てきた。「人間の通常知覚では感知できないthe transcendent (超越的なもの)をhuman rightsの根拠としてframe (枠)に含めては如何か」という折衷案が出てきた。

2007年には、米国のSSRC ([社会科学研究会議](#))において[The Immanent Frame](#)が始まった。Immanentの語源はイエスの幼名インマヌエル(神と共にある者)。現在もこの宗教的意味合いを残すが、多くの方は宗教性を意識せず、[The Immanent Frame](#)を「社会の根源に超越性を置くframe」と捉えている。

2013年から2017年にはEUにおいて、[Frame](#)という研究プロジェクトが設けられた。5月分科会スライドNo.7 (Duo Sunt)で示した様に西欧社会を構成する基本概念であるChurch and Stateの考え方は、元々はキリスト教起源だった。そしてrighteousnessをdiscernする力を持つsovereignは、順にthe pope, the kings, and the peopleへと移ってきた。1993年には欧州連合(EU)が設立され、各国にあった主権をEUの人々に移す段階に至った。即ち、sovereign the peopleの段階となった。これに必要なhuman rightsの根拠を明らかにするframeが必要になった。そして、Fostering Human Rights Among European Policiesをスローガンとする[Frame](#)という研究プロジェクトが設けられた。

human rightsを日本語「人権」と和訳してしまうと見落としてしまう一大潮流が、今、世界では渦巻いている。

not recommended	six equivalences (6種の同値変形)	not recommended
Gnosticism グノーシス主義 Pelagianism ペラギウス主義	love God and love people	authoritarianism 権威主義 libertarianism リバタリアン
a God without Christ a Christ without the Church a Church without her people	God, Christ, and the people	spiritual worldliness (靈性を装った世俗性) (EG 93-97: No to spiritual worldliness)
	the people's sovereignty (popular sovereignty)	While we should pay due regards to the sovereignty of each nation, enforceable international agreements are urgently needed.
	the people, each of which has a greater sense of responsibility for the common good	international agreements which have no enforceability
	solidarity and subsidiarity	totalitarianism (全体主義) neo liberalism (新自由主義)
	the common good and each person's dignity (or human rights)	日本国憲法第12条: この憲法が国民に保障する自由及び権利は、 国民の不断の努力によつて、これを保持しな ければならない。又、国民は、これを濫用して はならないのであつて、常に公共の福祉のた めにこれを利用する責任を負ふ。 日本国憲法第13条: すべて国民は、個人として尊重される。生命、 自由及び幸福追求に対する国民の権利につ いては、公共の福祉に反しない限り、立法そ 他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

カトリック社会思想が想定する社会公理系を、真ん中の列に記した。六つ記したが、それらは同値変形 (equivalence) または系 (corollary) と呼ばれるもので全て同じ内容を表現している。即ち「言い換え」。主祷文にある「Love God and love people」「二律背反の時は前者優先」を表す。

左右の列には、CSTの見地からは推奨されない考え方、ハッキリ言うと「禁忌思想」を挙げた。左列には宗教界に散見される禁忌思想を、右列には世俗界に散見される禁忌思想を、挙げた。

左列のトップに挙げたグノーシス主義は右列の権威主義と似た思想でそれに神秘主義が加わったもの。次に挙げたペラギウス主義は右列のリバタリアンに似たもので人間の尊厳を過度に強調しfreedomの上限である共通善を軽視する。これらグノーシス主義とペラギウス主義は、フランシスコの直近の使徒的勧告 *Gaudete et Exsultate* に詳しく載っている。そちらを参照されたい。なお、左列二番目に挙げたa God without Christ, a Christ without the Church, a Church without her peopleは、やはり *Gaudete et Exsultate* より転載した。フランシスコはこれら是非推奨とすることによって、神と人との仲介者としてキリストと教会の必要性を強調している。「二律背反の時の解決法のヒント」を表している。不定代名詞「a」の語感を感じて頂きたい。

真ん中の列に挙げた推奨公理系の幾つかは、既に何回か説明したので詳細は省くが、上から二番目のGod, Christ, and the peopleは、三位一体説そのもの。下から二番目のsolidarity and subsidiarityは、連帯原理と補完性原理と和訳されるが、詳細は13頁14頁のスライドで説明する。

右列二番目のspiritual worldliness (靈性を装った世俗性)についてはEG 93末尾にあった「この様な者達が教会に紛れ込むと、単純に道徳的である他の世俗性よりも却ってその災厄を止めようがなくなってしまう。」を挙げておく。フランシスコの或る種のユーモアも感じられる。

右列の一番下には、権利に関して述べた日本国憲法12条13条を「CSTからは非推奨」として挙げた。5月分科会の記録メモの中で「1946年のGHQ憲法原案 (英文) ではcommon goodとpublic welfareを使い分けてあったのに、日本人和訳者が区別できずどちらも「公共の福祉」と和訳してしまった…」と述べたのでお分かりかもしれないが、次の10頁11頁のスライドで、どこがマズいのか詳しく説明する。ある程度当りをつけてから次に進んで頂きたい。

日本国憲法12条

「自由及び権利の保持責任と濫用禁止」

- GHQ原案 (1946) :
The **freedoms**, rights and **opportunities** enunciated by this Constitution are maintained by the eternal **vigilance** of **the people** and involve an **obligation** on the part of **the people** to prevent their abuse and to employ them always for **the common good**.
- 現行憲法 :
この憲法が**国民**に保障する**自由**及び**権利**は、**国民**の**不断の努力**によって、これを**保障**しなければならない。又、**国民**は、これを濫用してはならないのであって、常に**公共の福祉**のためにこれを利用する**責任**を負ふ。
- 私の半訳 :
この憲法に明示された**the freedoms, rights and opportunities**は、**the people**の**不断のvigilance (vigilate et orate)**によって維持される。また、**the freedoms, rights and opportunities**を、常に**共通善**の為に用い、濫用しないことが、**the people**に**obligation**として課される。

the peopleが持つ権利

12条13条は共にrights（権利）に関して述べたもの。なぜ二つに分かれているのか？ それはGHQが12条13条の原案を作った1946年が、国連人権委員会がhuman rightsという世俗と宗教の折衷概念を作り始めた1947年よりも一年ほど前のことだからだ。

つまり、12条はthe peopleが持つrightsを規定し、13条はa humanが持つrightsを規定している。

GHQ原案を見ると、12条にはthe common goodが入っているが(頁をめくって)13条原案にはthe general welfareが入っていることが分かる。神の国でのrightsは共通善で制限されるが、地上の国でのrightsは公共福祉で制限されるという話。うーっ、もし今、GHQに憲法原案を作らせれば必ず一本にまとめてどちらの権利も共通善により制限されるとするはず。なぜなら、国連人権委員会がhuman rightsという世俗と宗教の折衷概念を作るのを宗教側は渋々認めたが、それが公共福祉ではなく共通善によって制限される点は断固譲らなかった。「みこころが天に行われるとおり地にも行われますように」は、絶対に譲れないthe best hidden secretだからだ。

12条を詳しく見てみよう。原案英文を精読して頂きたい。注意点を赤字にした。

freedoms, rights, opportunities...。全て複数形。opportunities --- 彷彿とさせるのは3月分科会で紹介した*something which is prior to the logic of a fair exchange of goods and the forms of justice appropriate to it* ([Centesimus Annus](#) 34節)--- これは現行憲法ではなぜか消されている。

are maintained byと平叙文なのに現行憲法では「しなければならない」と権利維持を義務化!?

the peopleを「国民」と誤訳。the eternal vigilance of the peopleという聖書由来 (*vigilate et orate*) の文言が「国民の普段の努力」と誤訳。human rightsの起源への道がここも閉ざされた。

最大の汚点はthe common goodを公共の福祉と誤訳したこと！ これによって権利濫用(abuse of rights)の立件が地上の国の「公共福祉」抵触だけで可能になってしまった。「みこころが天に行われるとおり地にも行われますように」が反故にされてしまった。

obligationの元の意味は神と人とのcovenant(契約)における人側のconsideration(約因, 次頁)。10

日本国憲法13条 「個人の尊重と公共の福祉」

- GHQ原案 (1946) :
The feudal system of Japan shall cease. All Japanese by virtue of their humanity shall be respected as individuals. Their right to life, liberty and the pursuit of happiness within the limits of the general welfare shall be the supreme consideration of all law and of all governmental action.
- 現行憲法 :
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 私の半訳 :
日本の封建制度は廃止されなければならない。すべての日本人は各のhumanityが持つvirtueにより、個人として尊重される。これら日本人がこの世において持つ権利、即ち、肉体的生命、liberty及びhappiness（この世における幸福）追求に関する権利については、公共の福祉の制限内で、立法その他の国政の上で、最高の約因とならなければならない。

a humanが持つ権利

13条のGHQ原案は地上世界におけるrights（権利）を述べている。12条のfreedomがliberty（地上世界の法律に制限される自由）に置き換えられているし、地上世界でのwell-being（幸せ）を表すhappinessが使われている。ちなみに神の国でのwell-beingは、blissと表現する。

原案の冒頭にある「日本の封建制度は廃止されなければならない」が消されている。封建制度とは「領主が家臣に封土を給与し、代りに軍役の義務を課する主従関係(広辞苑)」を意味する。封建制度を将来復活させるために、70年前誰かさんが意図的にこの文章を抹消したのだろうか。

by virtue of their humanityの部分も抹消されている。humanity(ペルソナを持つpersonでなく生物学的ヒト)という、地上世界でのヒトのrightsを表すキーワードが、ここでも失われている。更に、virtueというその後半世紀経ってからMacIntyreやSellingが取り上げる重要概念が、早くも入っていたにも拘わらず日本人は無為に捨ててしまった。宝をそれと知らず捨ててしまった。

consideration --- 「約因」と1990年代の日本人の英米契約法研究者達が素晴らしい訳語を与えてくれた --- という米国契約法の分野ですら[契約法リステイメント\(2nd\)](#)(1962-1979)によって整備された重要概念が、こんなにも早期に示唆されたにも拘わらず日本人は無為に捨ててしまった。

なお前頁のノートで述べたように、human rightsという折衷概念が一般化された現在、この憲法13条は、「rightsは共通善によって制限される」と元の意味に戻された12条の中に組み込むのが良いと私は考える。そうしたとき初めて、宗教の言葉で言えば「みこころが天に行われるとおり地にも行われますように」が叶えられるからだ。ただ、この点は、70年前に国連人権委員会が行ったような世俗と宗教の喧々囂々の議論が必要となる。

日本はもう「お気楽に今回もそれは端折って高度経済成長だけを享受したい」は許されないし赦されない。なぜなら、この世俗と宗教の喧々囂々の議論こそが、あの忌まわしい戦争の後始末として行わなければならない作業だからだ。

或る意味、これを怠ったから、今の日本の政治的経済的低迷というか混乱が生じてしまったと言えると思う。フランシスコ教皇ならば「justiceだけでは足りませんよ」と言うに違いない。

憲法9条は素晴らしいが、 その他の点ではGHQ原案を吟味すべき



[上記のサイト](#)にはGHQ原案（[英文](#)）と（[外務省試訳原本](#)と[テキスト](#)）が載っています。各自、当時の外務省試訳を検討し、半訳し直してみたいはかが？そうすれば、日本語の語彙が西洋言語の半分しかないことが良く分かります。

「そうと分かれば、是非GHQ憲法原案(英文)全文を精読したい」という人にこの頁を用意した。私も、このWeb Siteにある文献は渉猟した。

そうでない人も「そういえば、現行憲法起草経緯が全て分かるサイトが…」と記憶の片隅に残して欲しい。早晩、このことが役に立つ日が来る。否が応にも…。

Solidarity(連帯原理)

Saint John Paul II - Sollicitudo rei socialis (1987)

Solidarity "is not a feeling of vague compassion or shallow distress at the misfortunes of so many people, both near and far. On the contrary, it is a firm and persevering determination **to commit oneself to the common good**; that is to say to the good of all and of each individual, because we are all really responsible for all"

Solidarityとは

「至る所に存在する無数の人々の不幸、災いに対する曖昧な同情の念でもなければ、浅薄な形ばかりの悲痛の思いでもありません。むしろそれは、確固とした決意であり、**共通善に向かって** --- 即ち私達は、全ての人々に対して重い responsibilityを負うが故に、個々の人間の善に向かい、尚且つ、人類全体の善に向かって --- **自らをcommitするべき**であるとする堅固で持続的な決意なのです。」

(故 山田経三神父の訳をもとに半訳)

日本語「連帯」は、私心を抑えて全体のことを優先、悪く言えば「滅私奉公」の語感があるが、このsolidarity (連帯) は随分それと違うのだということを感じ取って頂きたい。

愛と憎、ヒトとヒトの間に働く「引力」と「斥力」でいえば、日本語「連帯」は、愛も憎も弱い中で愛が若干優るとき実現されるが、solidarityは、愛も憎も激しく強い中で、愛が憎を圧倒するという形で実現する、というようなイメージを私は持っている。

私心というか「自分」というか、最後まで強く保たれる。それでも「連帯」しようとする「超自我」のようなものの助けを借りてsolidarityは実現される。日本語「連帯」とは大きく違う。

Subsidiarity

補完性原理(Principle of Subsidiarity)とは何か。
1981年発行のローマ教皇ピウス11世回勅「クアドラジェジモ アンノ」の79節

79. As history abundantly proves, it is true that on account of changed conditions many things which were done by small associations in former times cannot be done now save by large associations. Still, that most weighty principle, which cannot be set aside or changed, remains fixed and unshaken in social philosophy: Just as it is gravely wrong to take from individuals what they can accomplish by their own initiative and industry and give it to the community, so also it is an injustice and at the same time a grave evil and disturbance of right order to assign to a greater and higher association what lesser and subordinate organizations can do. For every social activity ought of its very nature to furnish help to the members of the body social, and never destroy and absorb them.

79. 歴史の多くの事例が証明しているように、社会的諸条件の進展の結果、以前には小さな団体が引き受けていた多くの事柄が、今日では大きな団体でなければ実行不能であることは、確かに事実である。しかしながら、もつとも重要な原則、即ち、決して無視されたり変更されたりしてはいけぬ、不動、つまり社会哲学において揺るぎない原則がある。それはつまり、個々人が彼ら自らのイニシアチブと産業によって完遂しうる事柄を、彼らから奪い、コミュニティーに与えることは重大な過ちであるということ、つまり、**小さな下位組織が為し得る事柄を、大きな上位組織にアサインすることは、不正義であり、同時にright orderの攪乱であり深刻な悪そのものであるという原理である。**なぜならば、全ての社会活動の本来の目的は、社会という”体”の成員に支援を与えることであり、決して彼らを破壊したり飲み込んだりすることではないからである。

日本語で「子会社」は、subsidiary companyだが、上記のprinciple of subsidiarityの考え方を適用すれば、日本語「子会社」を決してsubsidiary companyと呼んではいけないことになる。

mainsidiaryなどという英語は存在しないが、もしあれば日本語で「子会社」は、mainsidiary companyとなるのだろう。

兎に角日本人にとっては、とても分かりにくい原則。でもこれを自家薬籠中のものとしないう限り、今の西洋社会で起こっている政治・経済・倫理・法学・哲学・宗教などをunderstandすることは出来ない。

なお、参考文献として日本語で書かれた秀逸な論文が存在する。南山大学経済学部教授の桜井健吾氏が書いた『補完性原理の萌芽 --- ケテラーとテュージングの論争(1848年)』。これは[自然法と宗教〈1〉](#)に収められている。

1848年に欧州各地で起きたthe people's revolutionに触発されて、ドイツのマインツ司教のケテラーが提唱した概念であることが分かる。

それから約80年経って、スライドで示した様に1931年にこの概念が再度取り上げられた背景には、ナチス・ヒットラーの台頭に象徴される全体主義(totalitarianism)の跋扈がある。それに対抗しうるものとして、当時のローマ教皇ピウス11世がとりあげた。

5月分科会で説明したように、第一Vatican公会議(1869-1870)では、the people概念を認めることをカトリックは失敗した。それが成就するのは、フランシスコ教皇の登場を待たなくてはならなかった。

しかし、時代は着々と「sovereign the people」を必要とする方向に進みつつあった。その現れの一つがこの、戦争に向かって突き進む中で不思議に咲いた一輪の花だったのだろう。

これで2018年7月分科会の「話題提供」を終了します。ご静聴有り難うございました。